

報告第2号

三朝町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり三朝町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、同条第6項の規定により、これを本議会に報告する。

平成27年3月20日

三朝町長 吉田秀光

